

専決処分の報告及び承認について

令和5年度松戸市一般会計補正予算（第7回）については、直ちに低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

令和5年度松戸市一般会計補正予算（第7回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月22日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

低所得者支援及び定額減税補足給付金について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和5年度松戸市一般会計補正予算（第7回）

令和5年度松戸市の一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ833,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,752,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和5年12月22日

松戸市長 本郷谷 健 次